

(趣旨)

第1条 この要領は、市が発行する広報おおたけ（以下「広報紙」という。）及び大竹市ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載範囲)

第2条 広報紙及びホームページに掲載する広告の範囲は、大竹市広告掲載要綱（平成19年11月30日制定）第3条及び大竹市広告掲載基準（平成19年11月30日制定）に定めるところによる。

(広告の規格等)

第3条 広報紙の広告の規格等は、次の表のとおりとする。

枠	大きさ	使用色	掲載位置
1号広告	縦10.0センチメートル×横8.3センチメートル	黒1色	最終ページの前ページの中で、記事に支障のない位置
2号広告	縦4.7センチメートル×横8.3センチメートル		
3号広告	縦4.7センチメートル×横17.0センチメートル	印刷用4色	最終ページの中で、記事に支障のない位置
4号広告	縦4.7センチメートル×横8.3センチメートル		

2 ホームページの広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横120ピクセル
- (2) 画像形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG又はPNG
- (3) 容量 4キロバイト以下
- (4) 掲載位置 市長が定める位置

3 前2項に掲げるもののほか、広告の規格等に関して必要な事項は、市と広告主（第9条第1項に規定する広告主をいう。）が協議して、決定するものとする。

(広告の掲載順位)

第4条 掲載する広告の優先順位は、申込順とする。

(広告の掲載回数等)

第5条 広報紙の広告の掲載は、広報紙発行ごとを単位とし、同一年度で12回を上限に複数回掲載することができる。

2 ホームページの広告の掲載は、月を単位とし、複数月掲載することができる。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

3 前項の広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が定める。

(広告掲載料)

第6条 広報紙の広告掲載料は、次の表のとおりとする。

枠	1回の広告掲載料（消費税及び地方消費税相当額を含む。）	
	市内に本社、支店、営業所、店舗、事務所等を有する事業者	市内に本社、支店、営業所、店舗、事務所等を有しない事業者
1号広告	30,000円	40,000円
2号広告	15,000円	20,000円
3号広告	50,000円	60,000円
4号広告	25,000円	30,000円

2 ホームページの広告掲載料は、広告枠1枠当たり月額10,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

3 前2項の規定にかかわらず、同一年度内に継続して複数回又は複数月掲載し、広告掲載料を一括して納付する場合は、広告掲載料に次の表に定める割引率を乗じて得た額を割り引くものとする。

継続掲載回（月）数	割引率
3～5回（月）	5%
6～8回（月）	10%
9～11回（月）	15%
12回（月）	20%

(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報紙、ホームページ等に掲載して行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、広告を掲載しようとする事業者を指定して広告の募集をすることができる。

(広告の掲載の申込み及び決定)

第8条 広告の掲載を希望する事業者（以下「申込者」という。）は、大竹市広報紙及びホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿案を添えて、市長が定める期日までに提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、申込者に対し新たな資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、内容を審査して広告の掲載の可否を決定し、大竹市広報紙及びホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

（広告の原稿の作成及び提出）

第9条 前条第3項の規定により広告の掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を自己の負担で作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 市長は、必要と認めるときは、広告主に対し原稿の修正等を求めることができる。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

（広告主の責務）

第11条 広告主は、広告の内容その他広告の掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産等の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から広告に関連して損害を受けたという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（広告の掲載の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告等の手続をすることなく、広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の中止をすることができる。

（1） 広告の内容が、広告の掲載申込み時から変更され、第2条の規定に反したとき。

（2） 指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかったとき。

（3） 指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告の削除若しくは掲載の中止をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

（広告掲載料の返還）

第13条 既納の広告掲載料は、返還しない。ただし、市の都合により広告を掲載することができなくなった場合は、その全額又は一部を返還することができる。

2 前項の返還の額には、利子を付さない。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成26年5月15日から施行する。

（大竹市広報紙広告掲載取扱要領及び大竹市ホームページ広告掲載取扱要領の廃止）

2 次に掲げる要領は、廃止する。

（1） 大竹市広報紙広告掲載取扱要領（平成19年11月30日制定）

（2） 大竹市ホームページ広告掲載取扱要領（平成21年3月26日制定）

（経過措置）

3 この要領による廃止前の大竹市広報紙広告掲載取扱要領及び大竹市ホームページ広告掲載取扱要領の規定によりなされた広告の掲載の申込み、決定その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和3年10月11日告示第130号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年1月31日告示第9号）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年2月15日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行前にされた改正前の様式第1号の規定による申込みであって、この要領の施行の際、広告の掲載を承認するかどうかの決定がされていないものについての承認又は不承認の決定については、なお従前の例による。